

宮城県新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(共同利用施設の再編集約・合理化、再編集約・合理化の更なる加速化)
実施要領

(趣旨)

第1 宮城県新基本計画実装・農業構造転換支援事業による対策は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産第3345号農林水産事務次官依命通知。以下、「国要綱」という。）及び宮城県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱（令和7年4月1日施行）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(対策の対象)

第2 本事業の支援対象は、国要綱第4に定めるものとし、その具体的なメニュー、取組主体、採択要件等は国要綱別表1に掲げるとおりとする。

(事業の内容)

第3 本事業の内容は、国要綱の別記1の第3及び別記4の第2に定めるものとする。

(事業実施の手続き)

第4 事業実施の手続きは、国要綱の別記1の第4及び別記4の第4に定めるものとする。

- 2 国要綱の別記1の第4の1の(1)により、取組実施計画の提出のあった市町村長は、必要な指導及び調整を行い、別紙様式第1号により知事に提出するものとする。
- 3 取組実施計画の重要な変更は、国要綱の別記1の第4に準じて行うものとするが、重要な変更以外の軽微な変更については、別紙様式第2号により知事に届け出るものとする。なお、重要な変更とは、次の(1)及び(2)に該当する場合とする。

(1) 特認団体が実施する事業内容の変更

(2) 取組実施計画の次に掲げる変更

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 取組主体の変更
- ウ 成果目標の変更

(事業の着手及び入札報告)

第5 取組主体は、事業に着手したときは、国要綱の別記1の第3の10に定めるとおりに知事に届け出るものとする。

- 2 取組主体は、前項の届け出の内容に変更が生じた場合は、前項に準じて速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

(再編集約・合理化計画の策定)

第6 再編集約・合理化計画の策定は、国要綱の別記1の第5の定めによるものとする。

(積立計画の策定及び見直し)

第7 積立計画の策定は、国要綱の別記1の第6の定めによるものとする。

- 2 取組主体は、積立計画について、おおむね5年ごとに将来像を見据えた計画となるよう見直すものとし、見直した計画については別紙様式第3号により知事に提出するものとする。

3 前項により提出された計画について、知事は必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(事業実施状況及び達成状況の報告)

第8 国要綱第27に定める事業実施状況の報告及び国要綱第28に定める事業の評価の報告があった市町村長は、別紙様式第4号により7月末日までに知事に提出するものとする。

2 国要綱別記1の第8の2及び第9の2に基づく改善計画の提出があった市町村長は、別紙様式第5号により知事に提出するものとする。

3 知事は必要に応じ、取組主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

(推進指導等)

第9 市町村長は、本事業の効果的な運用を図るため、農業者の組織する団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

(書類の提出及び経由)

第10 この要領により知事に提出する書類は、事業実施地区を所轄する地方振興事務所長を経由するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この対策の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。